

公募型プロポーザルの執行について

隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務に係る公募型プロポーザルの手続きを以下のとおり開始しますので公告します。

平成 29 年 2 月 1 日

隠岐の島町長 池田高世偉

1. 業務名 隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務
2. 業務内容 別紙「隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務仕様書」による
3. 履行期限 契約締結の日の翌日から平成 30 年 3 月 23 日を予定している
4. 参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項(第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
 - (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (5) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前 3 号と同視し得る資本関係又は人的関係

- (6) 平成 18 年 4 月 1 日以降に延床面積 3,000 m²以上の地方公共団体発注の新庁舎建設に係る「現状レイアウト調査」、「レイアウト設計」、「備品調達・転用支援」など一連の業務の受託実績を有する者であること。

5. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に 4. 参加資格の第 1 号の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

6. 事務局

隠岐の島町大規模事業課

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8580

E-mail : daikibo@town.okinoshima.shimane.jp

7. 実施方法、スケジュール等

「隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務プロポーザル実施要領」による。

8. 評価基準及び評価方法

(1) 審査委員会

企画提案書の審査、評価及び最優秀者の特定は隠岐の島町新庁舎隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

本プロポーザルに関して、参加表明者及び企画提案書提出者が 1 名のみの場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

(2) 第一次審査（書類審査）

提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査し、参加資格を満たす者に企画提案書の提出を求める。

(3) 第二次審査（企画提案書審査、プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された企画提案書等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合

的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(4) 評価基準

審査項目及び審査基準については「隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務プロポーザル実施要領」に示す。

9. 実施要領の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データにて交付します。

(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

10. その他

詳細は「隠岐の島町新庁舎オフィスレイアウト設計業務プロポーザル実施要領」による。